

利用料金等の考え方

1. 収入の帰属、料金提案の考え方

収入の種別	収入の帰属・ 利用料金等支払者		料金等の決定方法
	帰属	支払者	料金等提案者
①施設利用に伴う収入（個人利用・専用利用）	事業者	利用者	事業者
②自動販売機運営による収入	事業者	利用者	事業者
③スポーツ用品の販売・貸出による収入	事業者	利用者	事業者
④自主提案事業による収入			
本施設又は自主提案施設を活用し、独立採算で実施する事業に伴う収入	事業者	利用者	事業者
広告宣伝事業に伴う収入	事業者	スポンサー等	事業者

(*) 自主提案事業の収入の帰属については、構成企業又は協力企業の収入とすることは妨げない。

2. 施設利用料金の考え方

①施設利用に伴う個人・専用の利用料金は、市が条例で定める上限額の範囲内で、市教育委員会の承認を得て選定事業者が定める。利用料金の種別及び上限額は次のとおり予定している。

なお、これらの上限額については、消費税率10%を前提としたものであり、現行の8%から10%に変更になった時点での引き上げは行わない予定である。

②～④の事業に伴う収入は、事業者提案とするが、本施設が公の施設であることを踏まえ、高額な料金とならないよう配慮すること。

(1) 個人利用

諸室	利用料金(単位：円) *上限額 税込						
	1人1回	回数券 (6枚つづり)	1か月券	利用料金対比			
				中学生以下	高校生	高齢者 ¹	障がい者 ²
アリーナ、アーチェリー場、ランニングコース、トレーニング室、多目的室	280円	1,400円	2,800円	無料	50%程度	50%程度	無料

¹…利用日現在で満65歳以上の者

²…身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳のいずれかを所持する者

■補足

- 回数券（6枚つづり）や1か月券のほかに、施設の有効利用、利用促進、利便性向上等を考慮し、別の割引料金を提案することができる。その場合、基本的な料金設定の考え方については上記表に基づいた提案とすること。

- ・施設利用者は、無料で更衣室兼選手控室（シャワー室含む）を利用できるようにすること。なお、施設利用者以外は、シャワーのみの利用はできない。
- ・ロッカーの利用は無料にすること。ただし、自主提案事業において、専用長期貸出ロッカーは、利用者が利用しやすい料金を提案することができる。
- ・キッズコーナー、幼児室の利用は無料にすること。
- ・障がい者（身体障害者手帳のみを所持し障害の等級が3級から6級までのものを除く。）1名につき介護者1名の利用は無料にすること。

(2) 専用利用

諸室等	利用料金(単位：円) *上限額 税込				
	利用料金 ¹		料金加算 ² (利用料金対比)		
	1時間あたり		基本時間外	入場料等 徴収時	営利目的時
メインアリーナ(全面)分離型アリーナ *アマチュアスポーツに使用する場合	大人 高齢者	3,600円	20%	100%	200%
	高校生	3,300円			
	小中学生	3,000円			
メインアリーナ(全面)分離型アリーナ *その他催物に使用する場合	大人 高齢者	10,800円	20%	100%	200%
	高校生	9,900円			
	小中学生	9,000円			
アリーナ(全面)一体型アリーナ *アマチュアスポーツに使用する場合	大人 高齢者	4,800円	20%	100%	200%
	高校生	4,400円			
	小中学生	4,000円			
アリーナ(全面)一体型アリーナ *その他催物に使用する場合	大人 高齢者	14,400円	20%	100%	200%
	高校生	13,200円			
	小中学生	12,000円			
多目的室(全面)	1,000円		20%	100%	200%
会議室・研修室(1室)	600円		20%	100%	200%
放送・記録室	600円		20%	100%	200%
会議室・審判員控室(1室)	300円		20%	100%	200%
放送設備	500円		20%	100%	200%

¹…9:00 から 21:00 までを基本時間として、基本時間内に表中料金加算対象以外の用途で使用する場合

²…諸室等の各利用料金に表中料金加算対象の率を掛けた額を加算

■補足

- ・各諸室「1時間あたりの上限額」の範囲内で、利用料金を設定すること。
- ・分離型アリーナにする場合、メインアリーナの使用面積が3分の2以下、3分の1以下で利用する場合の利用料金は、全面を利用する場合の上限額の3分の2以下、3分の1以下の額で提案し、サブアリーナの利用料金は、メインアリーナ全面を利用する場合の上限額の3分の1以下の額で提案すること。
- ・一体型アリーナにする場合、アリーナの使用面積が4分の3以下、4分の2(2分の1)以下、4分の1以下で利用する場合の利用料金は、全面を利用する場合の上限額の4分の3以下、4分の2(2分の1)以下、4分の1以下の額で提案すること。
- ・多目的室の利用料金は、上記同様の算定方法により、面積案分した料金を提案すること。
- ・会議室・審判員控室(1室)の利用料金は、会議室・研修室(1室)の利用料金の半額とする。

- ・料金加算対象の考え方は、次のとおり。

料金加算対象	考え方
基本時間外	利用時間を午前9:00から午後9:00までの基本時間以外に、提案により利用時間を延長する場合
入場料等徴収時	入場料、会費、賛助金、寄附金その他名目のいかんを問わず現金又は使用者が発行する入場券、整理券その他これに類するものを入館するものから徴収して使用する場合
営利目的時	営利を目的とする場合

(3) その他減免対象について

市教育委員会が定めた以下の基準に準じて、利用料金を減免すること。

①全額免除

- ・市が主催又は委託する行事等で利用する場合
- ・市内の幼稚園、保育所、児童保育センター、特別支援学校、小学校、中学校及び帯広市立南商業高等学校が教育又は保育目的で利用する場合
- ・十勝管内の幼稚園、保育所、児童保育センター、特別支援学校、小学校及び中学校が教育又は保育目的で利用する場合
- ・免除登録団体¹がその本来の活動目的で利用する場合
- ・スポーツ団体等が自主的に行う練習会の指導者で教育委員会が必要と認めた場合
- ・その他教育委員会が特に認めた場合

¹…帯広市内で活動する日本スポーツ少年団に登録された団体を統括し、スポーツの普及振興及び青少年の健全育成を助長する団体、および帯広市内又は十勝管内の中学校で構成される体育団体

②5 割減額

- ・市が共催する行事等で利用する場合
- ・市内の高等学校が教育目的で利用する場合（帯広市立南商業高等学校を除く。）
- ・減額登録団体²が青少年の健全育成又は指導者の養成を目的に使用する場合
- ・JOC・帯広市パートナー都市協定書に基づき競技者が対象施設を利用する場合
- ・その他教育委員会が認めた場合

²…十勝管内の競技者又は競技団体を統括している単一種目の競技団体（以下「競技団体」という。）で構成された帯広市で活動する競技団体の連合体、左記連合体を構成する競技団体、十勝管内のスポーツ少年団を統括する団体、十勝管内の高等学校で構成される体育団体、十勝管内においてスポーツ基本法（平成23年法律第78号）で定められたスポーツ推進委員の活動を統括する団体

③選定事業者が行う事業

業務要求水準書で定める「スポーツ振興業務」は利用料金を免除とする。ただし、自主提案事業によるプロスポーツ大会やイベント事業として、入場料等を徴収して開催する場合は、利用料金を減免しないもの。